

中小企業 あきた

秋田県中小企業団体中央会

<http://www.chuokai-akita.or.jp/>

TOPICS ① 1

2年ぶりに新年を祝う
～2022新年賀詞交歓会を開催～

TOPICS ② 2

2022新春経営
トップセミナーを開催

- 組合相談コーナー 3
- 景況レポート12月分 4
- 中小企業組合等支援施策情報 6
- 話題の広場
中央会事業より 8
アラカルト 9
インフォメーション 10

AKITAVISION
秋田県

2022
vol.741 2月号

トピックス1

2年ぶりに新年を祝う

～2022新年賀詞交歓会を開催～



本会では1月19日(水)に、秋田市のホテルメトロポリタン秋田において、2022新年賀詞交歓会を開催し、来賓並びに会員組合の役職員等94名の出席のもと、新年を祝いました。

開宴挨拶で藤澤会長は「コロナ禍が長引き、会員等にとっては、大変厳しい状況が続いていることは把握している。前段で開催された新春経営トップセミナーで講師が述べていたが、今こそ、目標を立てた上で、あきらめないで取り組むことが何よりも大切であると思う。このような状況にあるので、本会としては、会員にとって有益な情報を提供できるように頑張りたい。」と挨拶しました。

続いて、来賓を代表して穂積志秋田市長並びに石井浩郎参議院議員よりご祝辞をいただいた後、鏡開きを行い、堀井啓一秋田県信用保証協会会長による乾杯のご発声で開宴しました。今回は、新型コロナウイルスの感染防止のため、会食を中止し、出席者には折り詰めを用意した上で、当初の予定より規模を大幅に縮小して開催しました。

そのため、乾杯後まもなく、本会平澤副会長の締めめの発声により、コロナ禍からの地域経済の回復を願いつつ、閉会しました。



挨拶する藤澤会長



祝辞：穂積秋田市長



祝辞：石井参議院議員



締め：平澤副会長



開宴前の名刺交換タイムの様子

今回の新春経営トップセミナー及び賀詞交歓会には、新型コロナウイルス感染予防対策として、受付時の混雑を避けるため、賀詞交歓会の参加費を事前振込みとした上で、参加申込者に対して事前に受付用QRコードを送付し、来場時にコードリーダーで読み取ることで、席札を発行する新たなシステムを導入しました。

また、当初の予定を変更し、時間を大幅に短縮したことから、ご参加された皆様に配慮し、開宴前に名刺交換等の時間を設けました。

本会としても、来年こそは、十分な時間を確保し、新年を迎えた喜びを分かち合えるよう、コロナ禍の終息を願っています。

トピックス 2

2022新春経営トップセミナーを開催

【テーマ】「あきらめないことの大切さ ～目標を達成する心の育み方～」

【講師】スポーツコメンテーター 田中 雅美氏



トップセミナーの様子

新年賀詞交歓会に先立ち、シドニーオリンピック競泳400メートルメドレーリレー銅メダリストでスポーツコメンテーターの田中雅美氏を講師に迎え、セミナーを開催しました。

田中氏は、生い立ちや水泳を始めたきっかけについて語った上で、オリンピック出場経験から得たものとして、「人を大切にすること」、「自分で決めたこと（目標）に対して決してあきらめないこと」、「毎日をその時の100%で向き合うこと」の3つを挙げました。

その上で、「頑張っても必ず報われるとは限らないが、一生懸命頑張れば、違う形であっても結果が実となると思う。選手時代に決断を迫られた時は、いつも自分にとって『挑戦』となる道を選択してきた。挑戦することで目標達成に近づくことができる。」と述べ、選手人生を通して経験した目標への向き合い方について語りました。

出席者は講師の話に熱心に耳を傾け、講演後には質疑応答が行われるなど、大変有意義なセミナーとなりました。



講師：田中雅美氏

『 理事会開催の留意点について 』

Q 当組合の理事の定数は、7人以上9人以下と定款で規定されています。しかし、脱退や死亡などで、理事の数が減少し、下限の人数の7人を割って、5人となってしまいました。

このような場合、実在する理事の過半数の出席で理事会を開催することは可能ですか？

A 結論から申し上げますと、「不可能」です。

理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席して、その過半数で決まっています。つまり、過半数の出席が理事会の成立要件です。

この成立要件の数は、理事会開催日の理事の人数を基準にカウントします。理事の人数が定数の幅の範囲内であれば、実際にいる理事の数を基準にしますので、例えば、7人の理事が実在する場合は、7人の過半数は4人以上ですから、4人が定足数になります。

しかし、今回は下限の7人を割ってしまったケースです。このような場合は、下限の定数の過半数と考えられています。つまり、下限の半数以下の理事会はあり得ないということです。

今回のケースでは、理事の実在数が下限の7人を割っていますので、下限7人の過半数の4人が定足数となります。

ですから、下限の過半数は、理事会開催の必要条件ということになります。

仮に、下限の過半数以下になった場合について考えると、下限が7人の場合、理事が3人以下になったら理事会は開催できません。理事会を開けなければ、補充選挙の総会も開けません。そうした事態になる前に、補充選挙をするか、定数を減らす定款変更を行う必要があります。

Q 理事会の決議省略とは何ですか？

A 理事全員が提案に同意すれば理事会決議があったものとみなす、という規定が法律に設けられており、これを「みなし決議」や「みなし理事会」あるいは「決議省略理事会」といいます。これは「決議」という行為なく決議にできる方法です。

〈参考〉中協法第36条の6第4項 ※一部抜粋

組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該議案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

成立条件としては、①定款に規定すること、②理事から理事会の議案の提案があること、③理事全員が書面でこの提案に同意の意思表示をすること、④理事会議事録を作成し保存することの4点です。この4点をクリアすれば、すべて書面による理事会の議決が可能です。

この制度は、原案に対する全員の同意が条件になっていますので、同意しない理事がいたら議決とみなすことはできません。一人でも反対者がいるなら、議論の場である会議を開かなければならず、全員が賛成ならば議論の場を設けなくてもよい、という考え方です。

理事会は理事が集まって議論を尽くすのが本来の姿なので、全員が書面で議決に参加する場合は、全員の同意が必要になるのは当然といえます。

全員の同意が難しければ、書面出席を認めた通常の理事会になります。どちらの場合も原案をきちんと提示することと、書面出席する理事の責任ある意思表示が求められます。



景況DI値は回復へ増進。経済回復の期待が高まるも、オミクロン株の流行に不安

概況(全体)

12月分の県内景況は、前年同月と比較して景況が「好転」したとする向きが16.7%(前回調査5.1%)、「悪化」が40.0%(同47.5%)で、業界全体のDI値は-23.3となり、前月調査と比較し19.1ポイント回復した。

全国及び東北・北海道ブロックにおいても、12月のDI値は改善の方向に推移している。非製造業を中心に回復基調ではあるものの、全体ではコストの増加が続いており、価格への転嫁が課題となっている。

業界別の状況

製造業は、業況が「好転」したと回答する数が増加し、「悪化」したと回答する数は減少した。

また、非製造業においては、「好転」したと回答する数が大幅に増え、「悪化」したと回答する数は大きく減少した。

12月は新型コロナウイルスの感染も全国的に減少し、消費行動や年末年始の人流が活性化したことから、非製造業を中心に前年同月比のDI値は回復に向かった。しかし、コロナ以前と比較すると売上額では遠く及ばないという声も非常に多い。

全国及び東北・北海道ブロックとの景況DI値の比較

| | 秋田県 | 全国 | 東北・北海道 |
|------|-------|-------|--------|
| 全体 | -23.3 | -16.6 | -20.1 |
| 製造業 | -29.1 | -13.6 | -16.8 |
| 非製造業 | -19.4 | -18.7 | -21.8 |

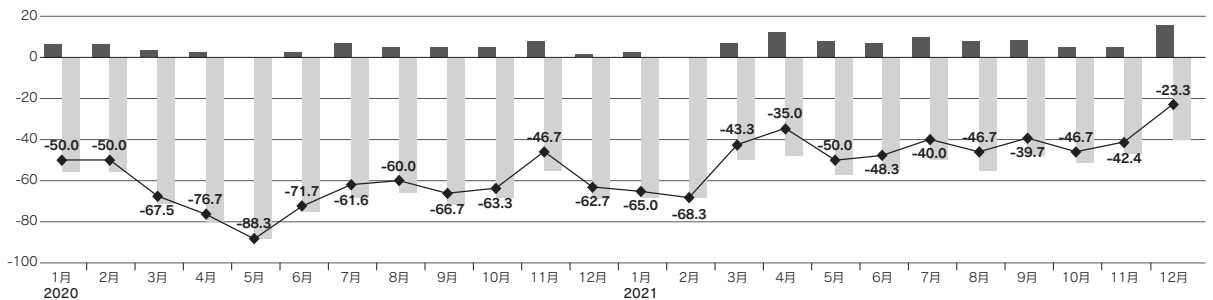
景況天気図

| 項目 | 業界の景況 | 売上高 | 収益状況 | 販売価格 | 取引条件 | 資金繰り | 雇用人員 |
|------|-------|-----|------|------|------|------|------|
| 製造業 | ☔ | ☁ | ☔ | ☁ | ☔ | ☔ | ☔ |
| 非製造業 | ☔ | ☀ | ☔ | ☀ | ☔ | ☁ | ☔ |

【凡例】
 雷雨 -30以下
 雨 -30超 -10未満
 曇り -10以上 10未満
 晴れ 10以上 30未満
 快晴 30以上
 【天気図の見方】
 前年同月比のDI値をもとに作成しています。

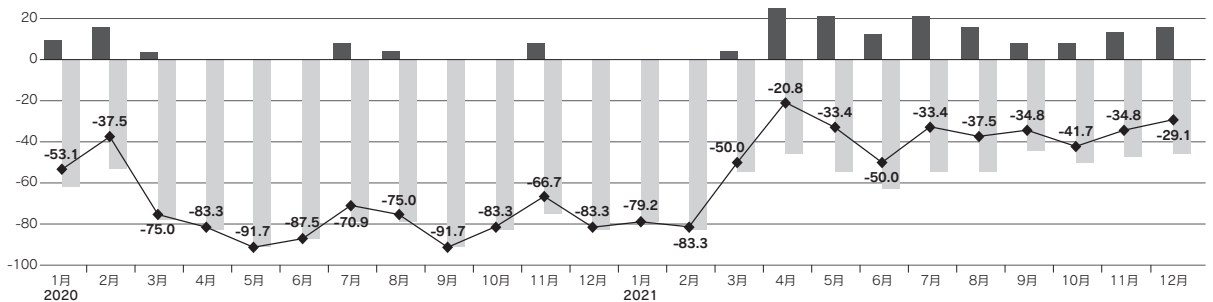
【景況DI値の推移[前年同月比]】

業界全体



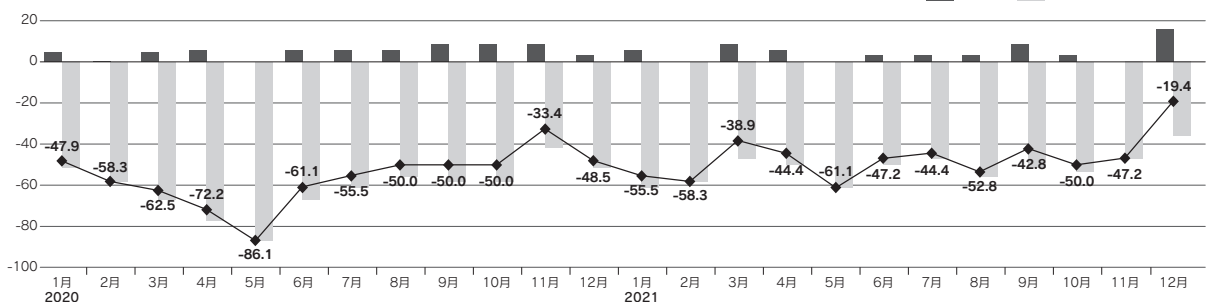
【景況DI値の推移[前年同月比]】

製造業



【景況DI値の推移[前年同月比]】

非製造業



●製造業

(回答数:24名 回答率:100%)

【食料品(菓子)】

洋菓子店などは、クリスマスケーキの注文とその売上が前年より伸びた所が多かった。しかし、クリスマス以降は厳しい寒さで人も少なく売上に繋がっていない。

【食料品(パン)】

燃料価格の高騰により利益が出せない状況である。そのため1月1日より大手を中心にパンの価格を改定している。これにより利益の改善は期待できるものの、売上が減少する可能性を秘めている。

【繊維工業(繊維)】

業界全体の傾向はコロナ直後よりは持ち返しており、春物のオーダーは順調に推移している。しかし、半年先など長期的な見通しは立っていない。経済の回復傾向に便乗するため、販売先を含めた経営戦略を見直す機会としたい。

【木材・木製品(一般製材)】

12月の受注量は県外(関東・北陸)県内ともに順調に推移し、製品価格も変化なく収益も確保できた。一方で、原木の供給が不安定で、原木仕入価格の値上がりが見止まらない。1月~2月は厳しい寒さから、生産量は通常の3割程度の減少を予想している。

【印刷(印刷)】

消費動向に動きが見え始めているものの、依然として厳しい状況は継続しており、仕事が少ない状況での安値受注が引き続き発生している。また、1月からは各種印刷用紙・材料等の値上げが実施されている。

【鉄鋼・金属(鉄鋼)】

鉄を始めとする原材料の値上げに加え、木材・樹脂類などの梱包資材、塗料類、切削油・潤滑油等の油脂類、ガソリン・軽油などの燃料高など、製造にかかわる多くの経費が高騰しており、利益を圧迫している状況である。もうしばらくはこの状況が続くと思われる。

【一般機器(金属加工)】

12月に入って組員各社とも企業規模に応じた受注を確保している。しかし、資材の不足や燃料の値上がり、就労者不足など、厳しい経営課題を抱えている。

【生コンクリート】

12月の出荷数量は前年比92%前後で推移し、4月~12月累計で98%前後と予想される。地区別では能代山本地区が前年の反動から半分以下となった。各地区とも原材料等の値上がりにより、来年の4月から価格改定を検討中である。

●非製造業

(回答数:36名 回答率:100%)

【卸売業(野菜青果)】

新型コロナウイルス感染者数の減少に伴い、ホテル・飲食店等の業務用需要の回復が期待されたが、期待したほどの回復は見られなかった。

【小売業(みやげ品)】

12月の売上は前年同月比56%であった。令和元年度対比においては43%である。地域的に冬は閑散期となるが、コロナ感染が落ち着いていた12月であっても、従来の販売状況には戻ってはいない。

【小売業(家電)】

半導体不足でエアコン、給湯ボイラー、ウォシュレット、エコキュート等が品切れとなっている。また、年末にはテレビも品薄となったことから売上が10%強の減少となった。

【商店街(湯沢市)】

今月は県の商店街補助金を活用した3割引商店街イベントを実施(23店舗)したことから、前年同月よりはにぎわいがみられた。また、飲食店等は行政のコロナ対策助成金等もあり既存の収益水準を確保した。しかし、一般的に少子高齢化による人口減少が、静かな脅威として地域の経済活力を削いでいる実感もある。

【サービス業(旅行)】

コロナの規制緩和で国内旅行が増え、売上の前年同月比では264.1%であった。しかし、令和元年度の同月比では33.2%であり、コロナ以前の売上には遠く及ばない。

【サービス業(建築設計)】

高止まりで落ち着いた建築資材もあるが、少しずつ値上がりしている資材もあり、建設コストへの不安が続いている。しかし受注の大きな落ち込みはない。

【建設業(リフォーム)】

12月はコロナ感染が落ち着いたことから引き合いは増加した。しかし、新品のボイラーについては入荷の目処がたっていないほか、便器についても2~3ヶ月の納期となっている。引き合いが増加しても対応できない場合が増えている。

【運輸業(トラック)】

売上は前年同月比で増加となっているものの、利益については前年同月比で微増から横ばいの傾向にある。12月の燃料価格は、値下げとなったものの依然高値で推移しており、利益の悪化に影響が出ている。なお、1月の燃料価格は、値上げの見込みとなっている。

*DI値とは、Diffusion Index(ディフュージョン・インデックス)の略で、増加(好転)したとする企業割合から、減少(悪化)したとする企業割合を差し引いた値です。

中小企業組合等 支援施策情報

本号では、中小企業関係の令和4年度税制改正と令和3年度補正予算の内容について紹介します。なお、これらの施策は現在開かれている第208通常国会での法案成立が前提となります。

令和4年度税制改正 ～中小企業関連～

中小企業向け賃上げ促進税制

従業員への分配に積極的な中小企業を後押しするため、「雇用者全体の給与（雇用者給与等支給総額）」や「教育訓練費」を増加させた企業に対して、雇用者全体の給与の増加額の最大40%を税額控除します。

必須要件

雇用者全体の給与（給与等支給額）が

- ①前年度比2.5%以上増加
⇒給与増加額の30%を税額控除
- ②前年度比1.5%以上増加
⇒給与増加額の15%を税額控除

追加要件

教育訓練費が 前年度比10%以上増加
⇒+10%税額控除

◎ポイント

- ✓ 高い税額控除率（最大40%）
- ✓ 既存の雇用者賃金、新規採用の雇用者賃金、基本給の他、ボーナスも含む幅広い「賃金」や社内研修費、外部委託研修・外部研修への参加費も含む「教育訓練費」が対象です。
- ✓ 賃上げだけでも活用でき、賃金台帳の確認等の煩雑な事務手続が少ないなど、中小企業の使い勝手に配慮したシンプルな設計です。

【お問い合わせ先】

中小企業税制サポートセンター
TEL 03-6281-9821

令和3年度補正予算における中小企業関係施策について

ものづくり・商業・サービス補助金

赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む中小企業向けに特別枠を創設し、優先採択や補助率引上げを行います（最大1,250万円、補助率2/3）。

また、グリーン・デジタル分野への取組に対する特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます（（グリーン枠）最大2,000万円・（デジタル枠）最大1,250万円、補助率2/3）。

●補助対象

革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等

●補助上限額と補助率 右表参照

●開始時期

10次公募（2月中旬に公募開始予定）からの実施を予定

| 申請類型 | 補助上限額 | 補助率 |
|--------------|-------------------------|-----|
| 通常枠 | 750万円、1,000万円、1,250万円 | 1/2 |
| 回復型賃上げ・雇用拡大枠 | | 2/3 |
| デジタル枠 | | |
| グリーン枠 | 1,000万円、1,500万円、2,000万円 | |

【お問い合わせ先】

中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
TEL 03-3501-1816

事業復活支援金

2022年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。

●対象者

新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

●給付額

給付上限額

| 売上高減少率 | 個人 | 法人 | | |
|----------|------|------------|---------------|-----------|
| | | 年間売上高1億円以下 | 年間売上高1億円超～5億円 | 年間売上高5億円超 |
| ▲50%以上 | 50万円 | 100万円 | 150万円 | 250万円 |
| ▲30%～50% | 30万円 | 60万円 | 90万円 | 150万円 |

算出式：給付額は、上記で定めた上限額を超えない範囲で、「基準期間の売上高」と「対象月の売上高」に5をかけた額との差額

$$\text{給付額} = (\text{基準期間の売上高}) - (\text{対象月の売上高}) \times 5$$

- 申請期間 2022年1月31日(月)～5月31日(火)

なお、本会は事業復活支援金の事前確認を行う登録確認機関となっています。

資金繰り支援

政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の申込期限を年度末まで延長します。

また、資産査定上「資本」とみなせるため、民間金融機関の支援が受けやすくなる日本政策金融公庫による資本性劣後ローンを来年度も実施します。

その他、金融機関の伴走を条件に保証料が引き下がる伴走支援型特別保証を、利用上限額を引き上げたうえで、来年度も実施します。

- 政府系金融機関による実質無利子・無担保融資
対象者：新型コロナウイルスの影響で、売上が減少した中小企業（小規模個人▲5%／小規模法人▲15%／その他▲20%）
受付期間：今年度末まで
無利子上限：日本政策金融公庫（中小）3億円、（国民）6,000万円、商工組合中央金庫3億円
無利子期間：当初3年間
貸付期間：運転資金15年以内、設備資金20年以内
据置期間：最大で5年
- 日本政策金融公庫による資本性劣後ローン

事業再構築補助金

売上高減少要件を一部緩和するなど使い勝手を向上させます。

また、業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する特別枠を創設します（最低賃金枠等も継続）。（最大1,500万円／補助率3/4（中小））

その他、グリーン分野への取組に対する特別枠を創設します。（売上高減少要件撤廃、最大1億円／補助率1/2（中小））

- 対象要件
 - ①2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること
 - ②事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること 等
- 開始時期
第6回公募（令和4年3月末頃公募開始予定）からの実施を予定

【お問い合わせ先】

事業復活支援金相談窓口 TEL 0120-789-140
受付時間 8:30～19:00(土日祝日含む全日)

詳しくは [事業復活支援金](#) [検索](#)



対象者：新型コロナウイルスの影響により、キャッシュフローが不足する企業や一時的に財務状況が悪化したため企業再建等に取り組む企業

受付期間：受付中で来年度も実施

融資上限：日本政策金融公庫（中小）10億円、（国民）7,200万円

貸付期間：5年1か月、7年、10年、15年、20年

※元本については、期限一括償還

●伴走支援型特別保証

対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、売上が15%以上減少した中小企業で、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善に取り組む者。

受付期間：受付中で来年度も実施

融資上限：6,000万円

保証料：原則0.2%

保証期間：最大で10年

据置期間：最大で5年

【お問い合わせ先】

中小企業庁 事業環境部 金融課
TEL 03-3501-2876

●対象経費

建物費（※）、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費（一部の経費については上限等の制限あり）

（※）移転に伴う一時的な貸工場等の賃借料についても建物費の一部として認める。

●補助上限額・補助率

| 申請類型 | 補助上限額 | 補助率 |
|-----------|---------------------------------|-------------|
| 最低賃金枠 | 500万円、1,000万円、1,500万円 | 中小3/4、中堅2/3 |
| 回復・再生応援枠 | | |
| 通常枠 | 2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円 | 中小2/3、中堅1/2 |
| 大規模賃金引上げ枠 | 1億円 | |
| グリーン成長枠 | 中小1億円、中堅1.5億円 | 中小1/2、中堅1/3 |

【お問い合わせ先】

中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
TEL 03-3501-1816

これらの施策について、詳しくは

[中小企業対策関連予算](#)

[検索](#)



中央会事業より

秋田県電機商業組合

組合活力向上事業及び 創立60周年記念式典を開催

人口減少・少子高齢化による市場の縮小や、スマートフォンの普及に伴うネット販売の拡大などにより、県内の家電販売店は厳しい状況に置かれています。特に、スマートフォンの普及により消費者の購買行動は大きく変化しており、人と人が相対する「リアル店舗」の役割を今一度見直し改善していくことが求められています。

そこで、1月22日（土）、秋田市のパーティーギャラリーイヤタカにおいて、秋田県電機商業組合（小松久雄理事長）を対象に研修会を開催し、千葉県の株式会社ブレインズ代表取締役の八巻潔氏より、家電量販店同士の価格競争や統廃合、ネット販売などの最新動向を踏まえた上で、消費者の目線やニーズに合わせた地域家電販売店の地域密着ビジネスの方向性についてアドバイスがありました。

八巻氏からは、「IoT家電の登場等により、家電ビジネスは単に製品を売るビジネスから、生活空間の困りごと等を解決していくビジネス、つまりハードからソフト重視のビジネスに変わりつつある。地域の家電販売店はこの流れを認識し、地域住民に頼られる店として顧客を確保して欲しい。」と述べられ、出席者からは、消費者の目線やニーズを踏まえ「ホームページやブログ等での発信を強化したい」や「新たな販売領域を作りたい」、「高齢客がAIやIoTを気軽に学べる場を作りたい」といった前向きな意見が寄せられました。

本県を代表する木工製品が一堂に！ ～木と手のしごと展を開催～

本会では、1月8日（土）から30日（日）まで、秋田市のエリアなかいちにおいて、展示販売会「木と手のしごと展」を開催しました。

この展示販売会は、新型コロナウイルスの影響でイベントや販売会などが減り、売上が落ち込んだ県内木工事業者の販売機会を確保するために本会が企画・開催したもので、本会会員の協同組合秋田県家具工業会（湊直博理事長）、秋田県漆器工業協同組合（佐藤公理事長）、大館曲げわっぱ協同組合（柴田昌正理事長）、角館工芸協同組合（田口宗平理事長）の4組合が共同で出店し、県内各地で製造されている高品質な木工製品を幅広く展示・販売しました。

会場を訪れた人は、職人の思いや卓越した技術が込められた伝統的工芸品や木工製品に触れながら、じっくり鑑賞したり、品定めをしたりしていました。

これらの木工製品はネット販売も行っておりますので、家具等はORAeアキタファニチャー、その他の伝統工芸品は上記の組合名で検索してください。



[研修会の様子]



[創立60周年記念式典の様子]

なお、研修会終了後には、当組合の創立60周年記念式典が新型コロナウイルス感染防止のため時間を短縮して開催され、永年にわたり組合運営に携わった山口道久前理事長と永井孝前副理事長を表彰し、60年の節目を祝いました。



[木と手のしごと展の様子]



「白神ブナの力」が商標登録されました

[企業組合農藝舎]

農畜産物の加工販売などを手がける企業組合農藝舎（佐々木三知夫理事長）が製造・販売している「白神ブナの力」が、昨年10月に商標登録されました。

白神ブナの力は、世界自然遺産・白神山地から発見された「白神こだま酵母」を米ぬかで増殖させた特殊な肥料であり、土壌改良剤や消臭剤として安価で使用できるように当組合が商品化したものです。

この商品に使用されている白神こだま酵母は、寒さや暑さだけでなく、乾燥にも強いことが特徴であり、土壌に使うと酵母菌が増え、それが他の微生物の食用となり、多くの微生物が増殖される土壌になります。

微生物が土の中で増えることにより、有機物の分解が進み、土壌の質が良くなる効果があります。

当組合では、長年にわたり畜産業の悪臭で悩まされていた羽後町と契約し、2019年4月より同町内の養豚場で使用したところ、畜舎の臭いが大幅に改善されたため新聞等で取り上げられ、米沢市や富山県、長野県から問合せがありました。

組合では、これを機に「白神ブナの力」の商標登録を目指すこととし、令和2年10月に特許庁に対して商標を出願しました。

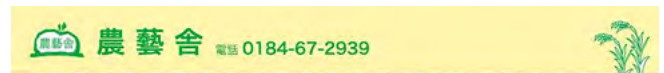
そして、令和3年10月7日に肥料、工業用消臭剤、土壌改良剤の商品区分で商標登録されました。

これにより、組合の商標として使い続けることができる他、似たような紛らわしい商標を他者が登録したり使用したりするのを防ぐことができるようになりました。

佐々木理事長は、「この度の商標登録により、肥料等の分野の商品として独占的に白神ブナの力を販売できることとなった。畜産業だけでなく、産業廃棄物の悪臭対策にも役立つ、当組合のオリジナル商品として今後はブランド化していきたい。」と述べています。



[白神山地において白神ブナの力を持つ佐々木理事長]



商品のご案内

- 白神ブナの力 (白神こだま米糠酵母)
- はちみつ
- ジャンボにんにく
- はたはた寿し
- 秋田の米
- 稲製品

農藝舎について

- 概要
- 役員

白神ブナの力 (白神こだま米糠酵母)

白神ブナの力 10kg、3kg

「世界自然遺産・白神山地」から発見された神秘の「白神こだま酵母」を米糠で増殖させた酵母です。畜産業の悪臭対策や土壌改良に力を発揮します。

【肥料取締法に基づき表示】
 名称: 白神ブナの力
 種類: 特殊肥料(米ぬか等)
 届け出を受けた都道府県: 秋田県
 表示者の名称: 企業組合農藝舎
 表示者の住所: 秋田市千秋矢野町6-30-1920

養豚場 酵母で消臭

[農藝舎のホームページ]

商標登録について詳しく知りたい方はこちら

特許庁 商標登録

検索

令和3年度第3回理事会を開催！

1月19日（水）、秋田市のホテルメトロポリタン秋田において、本会の令和3年度第3回理事会が開催されました。

今回の理事会では、会員の加入・脱退、諸規程の一部改正の他、令和3年度一般会計及び特別会計収支予算の更正について審議が行われ、全議案が満場異議なく原案どおり可決されました。

なお、本年度の理事会はこれで終了し、次回の理事会は、本年度の決算など、通常総会に提出する議案などを諮るため、例年どおり新年度の4月以降に開催する予定となっています。



[第3回理事会の審議の様子]

「くみあいピックinなかいち」を開催中です！

本会では、コロナ禍による観光客の減少や各種イベントの中止等により、販売のチャンスが失われている県内中小製造業者を支援するため、秋田市のエリアなかいち商業棟1階において、「くみあいピックinなかいち」を開催しています。

月替わりで県内の組合・団体が銘菓や伝統工芸品等の県産品を出品しており、12月にはORAEアキタファニチャー（木工製品）、1月には秋田県ハタハタ加工産業振興協議会と企業組合東由利特産物振興会が出店し、それぞれ展示販売が行われました。

12月のORAEアキタファニチャーの出店では、木の産地・秋田が誇る洗練されたデザインの木工製品など約30点が並べられ、通行人の目を惹き付けました。

1月の秋田県ハタハタ加工産業振興協議会と企業組合東由利特産物振興会の出店では、県魚であるハタハタの加工品の他、昔ながらの素朴な味を楽しめるみそ漬やもち菓子などが展示販売されました。

くみあいピックは今月末まで開催され、6か月間にわたる店舗リレーのアンカーとして、今月は秋田県いぶりがっこ振興協議会が出店します。

ぜひ、エリアなかいちへご来場ください。



[12月の出店の様子]



[1月の出店の様子]

Information

国税庁 令和3年分確定申告について

2月16日（水）より、令和3年分の所得税及び復興特別所得税の他、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告の受付が始まります。

国税庁では、密を避け、感染リスクを軽減するため、ご自宅からスマートフォンやパソコンで申告ができる「e-Tax（イータックス）」の利用を呼びかけています。

国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）には、令和3年分確定申告特集ページが開設されており、確定申告書等作成コーナーのほか、確定申告に関する情報が多数掲載されています。

この機会に、ぜひ、e-Taxをご利用ください。

なお、申告・納税の期限は次のとおりです。

【所得税等】3月15日（火）まで 【個人事業者の消費税等】3月31日（木）まで

令和3年分

確定申告

国税庁

～感染リスク軽減のための税務署からのお願い～

密を避けて

ご自宅から **スマホ・パソコン** で **e-Tax**

既に80%以上の方が、確定申告会場に来院せずに確定申告しています。

- 給与の源泉徴収票をスマホで撮影すると自動入力できます
- マイナポータル連携の自動入力の対象にふるさと納税などが追加されました
- マイナンバーカードをスマホで読み取れば、ICカードリーダーライタなしでe-Taxできます

確定申告特設ページ

密を作らない

確定申告会場への入場には整理券が必要です（申告書等の提出のみは不要です。）

▶ 各会場・当日配付します ▶ LINEから事前発行もできます
来院される場合はお早めにお越しください。

国税庁 LINE公式アカウント

申告
納税

所得税および復興特別所得税・贈与税 令和4年 3月15日（火）まで
消費税および地方消費税（個人事業者） 令和4年 3月31日（木）まで

詳しくは
確定申告 検索

申告義務のない方が行う確定申告は5年間提出することができます。
年末調整済みの給与所得のみの方で、医療費控除や資費金控除（ふるさと納税）により還付を受ける方などがこちらに該当します。

中央会 年度末事務セミナーを開催します！

本会では、多くの組合が決算期を迎える3月に会計処理や関係税制、行政庁への届出など年度末の事務手続きを解説する年度末セミナーを開催します。

- ◆開催日時 3月7日（月）午後1時30分～
- ◆開催場所 ホテルメトロポリタン秋田3階「グランデB」（秋田市中通七丁目2番1号）

- ◆開催内容
 - ①組合の会計処理と関係税制のポイント
講師：税理士法人RINGS 税理士 三浦昌貴氏
 - ②年度末事務手続きについて
講師：本会指導員

- ◆受講料 無料
- ◆申込締切 2月22日（火）

【お問い合わせ先】
本会商業振興課 TEL：018-863-8701



官公需適格組合

『カデル』

秋田管工事業協同組合

理事長 太田 博之
 副理事長 谷藤 健二
 " 佐藤 弘康

秋田市山王臨海町3番18号

☎018(862)6161/FAX 018(824)5685



トワニー秋田

通商産業大臣認可50産第1784号
 全日本葬祭業協同組合連合会加盟

秋田県葬祭業協同組合

〒014-0001 大仙市花館字常保寺91-3

TEL 0187-86-3530 FAX 0187-86-3531

ホームページ <http://www.towany.com>

葬祭・仏壇・仏具のご用命は
組合加盟店へどうぞ

「信用保証」と

「経営支援」で

秋田県の中小企業を応援します！



秋田県信用保証協会

<https://www.cgc-akita.or.jp>

〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47

TEL:018-863-9011 FAX:018-863-9188

損害保険・生命保険

保険と暮らしの相談センター



AKITA HOKEN



対象業務:損害保険代理店業務
生命保険代理店業務

株式会社 アキタ保険

本社

〒010-0951 秋田県秋田市山王6丁目5-9

TEL 018-864-6921 FAX 018-864-6922

URL <https://www.akitahoken.co.jp>

フレسوب本荘店

〒015-0011 秋田県由利本荘市石脇字田頭141-1

TEL 0184-24-5511 FAX 0184-24-5512

県南事業所

〒019-0529 秋田県横手市十文字町海道下88-9

TEL 0182-23-5145 FAX 0182-23-5146

For Earth, For Life
Kubota

Hello, my Smile

陽菜 Smile
1107



詳しい製品情報はこちらのQRコードから!

株式会社 秋田クボタ

〒011-0901 秋田市寺内字神屋敷295-38

Tel: 018-845-2121 Fax: 018-845-6600



保険とリース、相続・事業承継、
新規取次ぎ「フラット35」のご相談はお気軽にどうぞ!!



保険&リース

北日本ベストサポート

【本店営業部】

〒010-0967 秋田県秋田市高陽幸町8番17号

TEL:018-883-1888/FAX:018-883-1822

【県南営業部】

〒014-0047 秋田県大仙市大曲須和町1丁目4番地57号

TEL:0187-66-3622/FAX:0187-88-8133

【能代東支店】

〒016-0122 秋田県能代市扇田字東扇田165-2

TEL:0185-58-2116/FAX:0185-58-2663

【酒田支店】

〒999-8438 山形県飽海郡遊佐町比子字白木23-362

TEL:0234-75-3370/FAX:0234-75-3376

【URL】 <http://www.knbs.jp>

『新しい時代に向かって』

見えないけれど支えている
高度な鉄構技術で建設業界の未来に貢献する
それが“CHIYODA VISION”(チヨダ ヴィジョン)です

千代田興業株式会社

代表取締役社長 藤澤 正義

本社・工場：秋田市川尻町字大川反 170-49 TEL 018(864)6200(代)
建設事業部：秋田市川尻町字大川反 170-19 TEL 018(888)3666

URL : <http://www.k-chiyoda.jp>

株式会社

八幡平貨物



秋田県鹿角市八幡平字谷内下毛平116-12

TEL 0186-34-2011

FAX 0186-34-2013

一般区域貨物自動車運送
原木・木材の伐出及び仕入・販売

秋田活版印刷では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための商品を数多く取り扱っております。

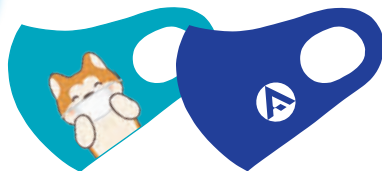
感染
拡大防止
啓発用
ステッカー

施設のイメージにあった
オリジナル製作も
提案いたします！



飛沫
防御用の
オリジナル
マスク

企業・団体・仲間
でオリジナルマスクを
作りませんか。



飛沫防御用の
フェイスガード

視認性がよく軽いため、
着用の負担感がありません。

飛沫防御用
パネル

受付カウンター用や
飲食店など向けの
パーティションタイプ、
移動に適したH型など、
各種取り揃えております。



オリジナルマスク製作・ソーシャルディスタンスステッカー・消毒機器なども取り扱っておりますので、お気軽にご相談ください。

<https://www.kappan.co.jp>

お問い合わせは

order@kappan.co.jp

 秋田活版印刷株式会社

〒011-0901 秋田市寺内字三千刈110-1

TEL.018-888-3500(代)

【東京営業所】TEL.03-5927-8101

【名古屋営業所】TEL.052-251-5080

